

資料④-1 資料④-2

- ・枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の変更点（案）
- ・枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例施行規則の変更点（案）

（参考）

- ・（現行）枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例
- ・（現行）枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める施行規則

指定介護予防支援基準等を定める厚生労働省令が改正され令和6年4月1日から施行されることに伴い、指定介護予防支援基準等を定める本市条例及び施行規則についても同様の変更を行う予定としています。

変更内容についての文言の詳細は、現在法務部局と調整中ですが、おおむね別添資料にお示しする内容を予定しています。

主な改正内容は、次の①から④のとおりです。なお、②に関しては、経過措置が定められており、令和7年3月31日までの期間においては、適用されません。

- ① 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に関する基準を定める。
 - ・ 管理者の要件
 - ・ 市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。
- ② 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- ③ 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為）を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ④ モニタリングについて、条件を満たす場合にテレビ電話装置等を活用することができる。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例関係]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、<u>指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 [略] （従業者の員数）</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護</u></p>	<p>[枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例関係]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、<u>法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者</u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 [略] （従業者の員数）</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>支援専門員を、規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u>ごとに、管理者を規則で定める基準に従い置かなければならない。</p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し</u>、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し</u>、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員<u>（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。）</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>（管理者）</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに、管理者を規則で定める基準に従い置かなければならない。</p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 [略]</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条第1項</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の委託)</p> <p>第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市地域包括支援センター運営等審議会の議を経なければならないことその他規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(揭示等)</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の委託)</p> <p>第15条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市地域包括支援センター運営等審議会の議を経なければならないことその他規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(揭示)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>7 <u>前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない</u></p>	<p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>い。</u> <u>8</u> [略]</p>	<p><u>6</u> [略]</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>（員数の基準）</p> <p>第2条 <u>条例第5条第1項及び同条第2項の規則で定める員数の基準は、1以上とする。</u></p> <p>（管理者の基準）</p> <p>第3条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が条例第6条の規定により置く管理者に関する、条例第6条の規則で定める基準は、管理者は専らその職務に従事する常勤の者でなければならないこととする。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が条例第6条の規定により置く管理者に関する、条例第6条の規則で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならないこととする。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を条例第6条に規定する管理者とすることができるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の管理者は専らその職務に従事する常勤の者でなければな</u></p>	<p>（員数の基準）</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める員数の基準は、1以上とする。</p> <p>（管理者の基準）</p> <p>第3条 条例第6条の規則で定める基準は、管理者は専らその職務に従事する常勤の者でなければならないこととする。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第15条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>らないこととする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p> <p>（指定介護予防支援を委託する場合の遵守事項）</p> <p>第5条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、条例第3章第1節、第3節及び第4節の規定（<u>規則第8条第4項第5号の規定を除く。</u>）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>（記録等）</p> <p>第7条 条例第31条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げる記録とし、同項の規則で定める日は、当該各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>イーホ [略]</p> <p>(3) <u>条例第33条第7項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 当該記録に係る指定介護予防</u></p>	<p>（指定介護予防支援を委託する場合の遵守事項）</p> <p>第5条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、条例第3章第1節、第3節及び第4節の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>（記録等）</p> <p>第7条 条例第31条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げる記録とし、同項の規則で定める日は、当該各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>イーホ [略]</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>支援を提供した日</u></p> <p>(4) <u>条例第18条の規定による市町村への通知に係る記録</u> 当該通知の日</p> <p>(5) <u>条例第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> 当該記録に係る指定介護予防支援を提供した日</p> <p>(6) <u>条例第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> 当該記録に係る指定介護予防支援を提供した日</p> <p>（具体的取扱方針）</p> <p>第8条 条例第33条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>2 条例第33条第4項の介護予防サービス計画の実施状況の把握に係る規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 担当職員は、条例第33条第4項に規定する実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p>	<p>(3) <u>条例第18条に規定する市町村への通知に係る記録</u> 当該通知の日</p> <p>(4) <u>条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> 当該記録に係る指定介護予防支援を提供した日</p> <p>(5) <u>条例第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> 当該記録に係る指定介護予防支援を提供した日</p> <p>（具体的取扱方針）</p> <p>第8条 条例第33条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>2 条例第33条第4項の介護予防サービス計画の実施状況の把握に係る規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 担当職員は、条例第33条第4項に規定する実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、</u>利用者に面接すること。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。但し、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2機関に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>あ テレビ電話装置等を活用して、面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>い サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p><u>ハ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p><u>三 利用者の居宅を訪問しない月（ロ但書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防サービス等条例第119条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接が</u></p>	<p><u>ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス等条例第119条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>できない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p><u>ホ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>3 条例第33条第4項の便宜の提供に係る規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(4) [略]</p> <p>4 条例第33条第6項の規定により規則で定める方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(4) [略]</p> <p><u>(5) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p>	<p><u>ハ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>3 条例第33条第4項の便宜の提供に係る規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(4) [略]</p> <p>4 条例第33条第6項の規定により規則で定める方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(4) [略]</p>